

大紀アルミニウム工業所グループ 人権方針

大紀アルミニウム工業所グループ（以下大紀アルミグループ）は、「国際人権章典（国連）」や「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」および「ビジネスと人権に関する指導原則（国連）」など、人権に関する国際規範を支持・尊重します。また、事業活動において影響を受けるすべてのステークホルダーの人権が尊重されなければならないことを理解し、人権尊重の取り組みを大紀アルミグループ全体で推進するとともに、本方針を定め、企業としての社会的責任を果たしてまいります。

1. 適用範囲

本方針は、大紀アルミグループのすべての役員及び従業員（社員、パート・アルバイト、契約社員等、当社の指示や指導に従う立場にある者を含む）に対し適用されます。また、大紀アルミグループは、すべてのステークホルダーに対して、本方針に沿った行動と人権の尊重を推進します。

2. 人権の尊重

大紀アルミグループは、自らの事業活動において影響を受けるすべてのステークホルダーの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

3. 適用法令の遵守

大紀アルミグループは、日本国はもとより、事業活動を行う国または地域における法と規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重し、積極的に推進します。

4. 教育

大紀アルミグループは、すべての役員及び従業員が人権についての正しい理解と認識を持つよう、適切な教育を行います。

5. 人権デュー・ディリジェンス

大紀アルミグループは、人権尊重の責任を果たすため、「ビジネスと人権に関する指導原則」で示された「人権デュー・ディリジェンス」の仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

6. エンゲージメント

大紀アルミグループは、さまざまな形で内部および外部からの人権に関する専門知識を活用し、私たちの事業活動において影響を受けるすべてのステークホルダーとの対話を継続的に行い、人権への取り組みを進化させていきます。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役により署名されています。

2023年7月31日
株式会社大紀アルミニウム工業所
代表取締役 林繁典